

公 告

音声認識表示システム導入等業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和8年4月7日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 音声認識表示システム導入等業務
- (2) 業務内容 音声認識表示システム導入等業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間
 - ・システム導入 システム導入に係る契約締結の日から令和8年8月21日（金）まで
 - ・システム運用 システム運用に係る契約締結の月から60か月ただし、令和8年9月定例会（令和8年9月2日開会予定）からシステムが運用できるようシステム導入及び操作研修等の業務スケジュールを計画すること。
なお、現場作業は、令和8年6月定例会（令和8年7月8日閉会予定）などに支障がないよう調整すること。

2 参加資格要件

- 本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
 - (3) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。
 - (4) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から契約までの間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「工事等資格停止措置要領」という。）又は田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 令和7・8・9年度「物品入札参加者登録名簿」に登載されている者であること。
なお、未登録の者にあつては、参加申請をする場合は、本申請と併せて次の書類を提出すること。また、この場合、契約相手方となった際は、次期の登録申請期間に速やかに登録申請を行うこと。

ア 提出書類

① 国税納税証明書（法人にあつては、その3の3。個人事業者にあつては、その3の2。）

② 田辺市市税完納証明書（市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者のみ）

③ 印鑑証明書

④ 登記簿謄本（個人事業者にあつては、身分証明書。）

⑤ 誓約書

※①～④については、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。

(8) インターネットを介した音声認識を行う場合、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度に基づくISMS認証、又はプライバシーマークの認証を取得していること。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和8年4月7日から令和8年5月18日まで

(2) 交付方法 田辺市役所 議会事務局 ホームページ

URL:https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/gikai/annai_oshirase/7082.html

田辺市議会事務局で直接配布も可能。

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署（問合せ、各種書類の提出先）

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市議会事務局

電話 0739-26-9940

e-mail gikai@city.tanabe.lg.jp